

定期合同点検実施結果(中央小学校区)

日時:平成28年7月4日(月) 午前10時~12時00分

参加者:学校3、PTA3、交母12、水利組合0、コミュニティ協議会7、道路管理者(県0、市2)、警察4、市くらし安全安心課1、市教育委員会

	場 所	交 通 環 境	要 望 点	担当部署	対策・改善計画
1	① 松縄地下道付近道路	松縄地下道は狭く、自転車と徒歩のすれ違いが危険で、構造上、一人で通行するのは怖いと児童から意見が出た。また、依然と比べて周辺の交通量も減少しているため、地上に横断歩道の設置を要望する。	横断歩道の設置	高松南警察署	○地下道を排して、横断歩道の設置は不可
2	② 英語教室「アンダーザレインボー」付近道路	新築の建設により、英語教室「アンダーザレインボー」周辺の見通しが悪くなった。事故に繋がる可能性があるため、東側にカーブミラー二面鏡の設置を要望する。	カーブミラーの設置	市道路管理課	○電柱に供架して設置可能 ※同意書を交付する。
3	③ 高松市松縄流石中央公園付近道路	公園の目の前の広い道路で、車同士の衝突事故が多発。子供が巻き込まれる事故も予想されるため、早期に対策としてカーブミラー・横断歩道の設置を要望する。	カーブミラーの設置 横断歩道の設置	市道路管理課 高松南警察署	○カーブミラーの設置は可能 ※同意書は交付している。 ○横断歩道の設置は不可 ※設置基準が理由
4	④ マルヨシセンター松縄店西側交差点付近道路	現在、宅地販売予定地になっているが、以前より事故があり危険箇所である。建物が建つと今より更に見通しが悪くなるため、事故防止の観点からカーブミラーの設置を要望する。	カーブミラーの設置	市道路管理課	○予定でのカーブミラー設置は不可 ※道路環境が固定してから要検討
5	⑤AB 今里南東交差点東側交差点(B)、今里南東交差点南側交差点(A)	公園が近くにあり、歩行者、自転車の通行が多い。そのため横断歩道の設置、道路上の「事故多し」の文字を明確にすることを要望する。	横断歩道の設置2か所 道路警戒表示の設置要望	高松南警察署 市道路管理課	○横断歩道の設置は不可 ※設置基準が理由 ○「事故多し」を「速度落とせ」に変更設置
6	⑥ クリーンビュー松縄北東交差点付近道路	事故多発地帯であり、「止まれ」の停止を強調されているが、無視する車が多数であるのが現状である。南~北は見通しが非常に悪いためカーブミラーの設置を要望する。	カーブミラーの設置	市道路管理課	○カーブミラーの設置は不可 ※高松市は、宅地への設置はしていない。 ※道路上であれば同意書を交付する。
7	⑦ 松縄町交差点東側付近道路	昨年に続き要望する。交通量が多いにもかかわらず付近の信号機との距離もあり、横断している人が多いのが実情。低学年児童は地下道を自転車を押して上がるのが難しいため、非常に不便である。	押しボタン信号機の設置 横断歩道の設置	高松南警察署	○押しボタン信号機の設置は不可 ○横断歩道の設置は不可 ※設置基準が理由 ※H19,H22の現地診断では不採択

8	⑧ アルファステイツ松縄付近道路	アスファルトの舗装状況が悪く、水たまりがあちこちでできやすくなっている。車両の通行で水を跳ね上げるだけでなく、通行にも支障があるため、再舗装を要望する。	アスファルトの再舗装	市道路管理課	○施行予定(8月頃)
9	⑨ マルヨシセンター松縄店東側(A)、(B)	一時停止しない車が多く、通行に危険を感じるため、ミラーの設置を要望する。	カーブミラーの設置	市道路管理課	○A、Bとも設置可能 ※同意書交付予定
10	⑩ ガスト高松太田店東側付近道路	昨年に引き続き要望。「止まれ」の標識はあるが、出会い頭の事故もあり、子どもたちも公園への行き来でよく通っている。事故に巻き込まれる可能性があり、事故防止の観点からカラー舗装で強調することを要望する。	「止まれ」の赤色強調塗装	高松南警察署	○赤色の強調塗装は不可 ※設置基準から不可
11	⑪ 在宅診療クリニック北側付近道路	南から北に通行する車両が、Tマークがあるにもかかわらず、十分減速していない。南東の角に住宅の塀・樹木があるため見通しが悪く、東から西へと通行する子どもとの衝突事故を防ぐため、カーブミラー設置及び停止線表示を要望する。	カーブミラーの設置要望 停止線表示要望	市道路管理課	○カーブミラーの設置は可能 ※同意書交付予定 ○停止線の設置は不可 ※停止線は引いていない。
12	⑫ 熊野神社南交差点西側付近道路	近所にスーパーがあり、南から北に通行する車両が多い。南西角の見通しが悪く、西から東方向に歩道を歩く児童が危険であるため、カーブミラーの設置を要望する。	カーブミラーの設置	市道路管理課	○カーブミラーの設置は可能 ※同意書交付予定
13	⑬ 美容室airhair東側付近道路	通学路であり、南北に抜け道となっていて交通量も多く、事故も発生しており、「止まれ」の周囲の線の赤色塗装を要望する。	「止まれ」の赤色強調塗装	高松南警察署	○赤色の強調塗装は不可 ※設置基準から不可
14	⑭ ハローズ北東交差点付近道路	交通量が多く、事故も多い交差点であり、通学路としても子どもたちが利用している。西から通行した場合に、北側が見えるようにカーブミラーの設置を要望する。	カーブミラーの設置	市道路管理課	○カーブミラーの設置は不可 ※場所的問題で設置不可
15	⑮ 大池南交差点西側付近道路	通学路になっている交差点であるが、車の通行量が多く、スピードが速い。(東西)南北に横断する児童との事故防止のために、通路に減速通行を促すカラー塗装を要望する。	交差点での減速に対する注意喚起・カラー塗装	市道路管理課	○交差点のカラー化は不可 ※市道では行っていない。 ○路面警戒標示は対応済みで不可

16	⑯ 伏石地下道	地下道入口には「自転車は押して通行してください」との注意書きはあるが、ほとんど乗車したまま通行している。坂道になっており、自転車のスピードが上がり、児童と衝突する危険が大きいため、乗車したままの利用が可能な物理的対策を要望する。	自転車利用についての安全対策	高松南警察署	○物理的に改善は不可 ※自転車マナーアップに取り組んでいく。
17	⑰ 大池南交差点西側付近交差点	事故多発の交差点であり、東～西に抜ける車で停止減速しないで走行する車があり、追突事故が多い。北～南に関しては、止まれの表示があるにもかかわらず、停止しないで走行する車もあり、これらの両方向からの衝突事故の危険性が高い。子どもたちの巻き込み事故を未然に防ぐためにも感知式信号機の設置を要望する。	感知式信号機の設置	高松南警察署	○感知危機信号機の設置は不可 ※設置基準から不可
18	⑱ 平塚公園西側付近道路(A)、(B)、(C)	横断歩道の設置、または自転車の一方通行標識の設置、又は押しボタン信号機の設置 ～略～	横断歩道の設置 自転車の一方通行規制 押しボタン信号機の設置	高松北警察署	○横断歩道の設置は不可 ※設置基準が理由 ○自転車の一方通行規制は不可 ※現実的ではない ○押しボタン信号機の設置は不可 ※設置基準が理由
19	⑲ 木太中央公園北側付近道路	幅、深さともに1メートル位はあり、児童が落ちた場合、自力では上がれず、ケガもあり得る。通学路でもあり、危険なため設置を要望する。	水路の蓋もしくは囲いの設置	市道路管理課	○水路の蓋かけは市道路管理課では不可 ※管理者はOKで地元要望者から要望書が上がれば、所管する部署が対応する。
20	⑳ エム・ケイサービス北側付近道路	東から南への見通しが悪く、南から北へ通行する車両との事故も考えられる。公園もあり、児童も多く通ることからカーブミラーの設置を要望する。	カーブミラーの設置	市道路管理課	○カーブミラーの設置は可能 ※同意書は交付予定